

深谷市告示第 7 8 号

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

深谷市長 小 島 進

深谷市の区域内のうち都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）
第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く区域